松江地方法務局雲南支局の廃止に反対し、存続を求める意見書

国においては、行政改革推進の一環として、地方法務局支局の見直しが進められている。特に、平成7年の民事行政審議会の答申で設けられた「登記所の適正配置の基準」に基づき、全国各地の法務局出張所及び支局の統廃合が進められている。

こうした中、本年3月末に松江地方法務局長から雲南市に対し、国の方針として平成23年3月を目途に雲南支局を出雲支局へ統合する計画が示され、司法書士会・土地家屋調査士会各雲南支部及び雲南地区の各商工会へも統合に関する説明会が開催された。

現在、松江地方法務局雲南支局は、登記・戸籍・供託・人権擁護事務等に従事し、地域住民の生活に関わる重要な役割を担っている。

雲南圏域内約1,165k㎡に及ぶ広大な面積を有する当地域にとって、雲南支局が廃止となった場合、統合支局まで赴くための所要時間が1時間以上を要する地域が広範にわたるなど、利便性が大幅に低下し、地域活動や地域経済に与える影響は甚大である。

「登記所の適正配置の基準」では、「1つの圏域の事件数の合計が年間1万件 未満の場合は、隣接する圏域の登記所へ統合」とあるが、雲南支局の登記事件 数は3ヶ年平均で、年間約9,200件と9千件を超えており、こうした実態 と地理的条件を勘案すべきである。

また、国においては、統合による住民の利便性を低下させないための方策として、オンラインによる登記申請等を講じているが、高齢化が進む当地域においては必ずしも有効な方策とは言い難い。

更に、家族の土地所有名義人が代々にわたりそのまま放置され、相続手続きがままならないケースが多々見受けられる。支局廃止によってこうした事態に拍車が掛かることが懸念され、解消するための啓発活動を行う等、積極的な関わりも持つべきである。

人権擁護事務においても、より身近にあって相談しやすい条件を維持することが国の責務と考える。

よって、現在計画されている松江地方法務局雲南支局の廃止に反対し、存続 を強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成22年6月25日